

柏市住民監査請求監査事務要領

制 定 平成14年 4月 1日

最近改正 令和 3年 4月 1日

1 住民監査請求の制度

住民監査請求は、住民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものである。

(地方自治法(以下「法」という。)第242条)

また、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。(法第252条の43)

2 監査請求の対象事項

監査請求することができるのは、次に掲げるような財務会計上の行為がある場合である。

(1) 違法又は不当な

- ①公金(市の管理に属する現金など)の支出
- ②財産(土地、建物、物品など)取得、管理、処分
- ③契約(購入、工事請負など)の締結、履行
- ④債務その他の義務の負担(借入れなど)

(2) 違法又は不当な

- ①公金の賦課、徴収を怠る事実
- ②財産の管理を怠る事実

(3) 上記(1)の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

なお、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合((2)を除く。)には、監査請求することはできない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 請求書提出の要件

- (1) 監査請求できる者は、柏市に住所を有するものである(個人、法人を問わない)。
- (2) 監査請求する事柄について、文書により申し出ることが必要である。
- (3) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付する必要がある。
(例…新聞記事など)

4 請求書の様式

地方自治法施行規則第13条に規定する請求書の様式は、別記1のとおりである。

また、同法施行規則第17条の14に規定する請求書の様式は、別記1-2のとおりである。

5 請求書の形式審査

請求書が提出された場合、事務局（窓口）で形式審査を行うことになるが、その際、次のような点に留意する必要がある。

- (1) 請求者との言葉の行き違いを避けるために、複数の担当職員で対応する。
- (2) 請求書の記載事項について、別記2の受付審査表により形式審査を行う。なお、不備があれば事前補正を求める。
- (3) 代理人が請求書を持参した場合、代理人に対する請求者の委任状が添付されているかを確認する。
- (4) 請求者が多数の場合、請求者と相談の上、連絡窓口となる代表者を指定してもらうようにする（請求書の署名欄に代表者の表示をしてもらうか、委任状を受領する。）。

6 請求書の受付

- (1) 窓口における形式審査の結果、①請求が適格と認められるもの、②事前補正指導に応じた事前補正がなされたもの、及び③事前補正に応じないもの、については、請求書を受付して、請求書に受付印を押印するものとする（受付とは文書を収受することであり、事務局における収受印の押印がそれにあたる。受付した請求書については要件審査を行い、法定要件がすべて満たされている場合のみ、当該請求を受理し監査を実施する。）。
- (2) 請求書を受付した後に、請求者から請求書を取り下げる旨の意思表示があった場合は、「取下げ書」を徴するものとする。

7 請求の要旨の通知

請求書を受付した場合は、直ちに当該請求の要旨を議会及び市長へ通知するものとする。

8 請求書の実質審査

請求書の実質審査は、別記3の要件審査表に記載して行うものとする。

9 暫定的停止勧告

- (1) 暫定的停止勧告に係る適否については、適法な請求と認められたもののうち実質審査に引き続き監査委員の協議によりその判断をする。
- (2) 暫定的停止勧告をした場合には、請求人への通知及び公表を行う。

10 証拠の提出

- (1) 新たな証拠がある場合は、原則として陳述日の前日までに監査事務局に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の証拠の提出は、郵送によることを妨げない。

11 陳述の聴取

- (1) 陳述は、請求人又はその代理人（以下これらを「請求人等」という。）に行わせるものとする。
- (2) 陳述を代理で行う場合は、事前に代理関係を証する書面（委任状）を提出させるものとする。

- (3) 監査委員は、請求人等が多数の場合は、陳述する人数を調整するものとする。
- (4) 陳述は、住民監査請求の受理を決定した日以降、監査委員が期日を指定して遅滞なく行うものとする。
- (5) 請求人等は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- (6) 請求人等が行う陳述の時間は、原則として1請求につき2時間以内とする。
- (7) 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人等の陳述に市長その他の執行機関又は職員(以下「関係職員等」という。)を立会わせることができるものとする。
- (8) 監査委員は、住民監査請求の受理を決定した日以降、期日を指定して関係職員等の陳述を聴取することができる。
- (9) 関係職員等の陳述にあたっては、上記(5)及び(6)中「請求人等」を「関係職員等」に読み替えて準用する。
- (10) 監査委員は、請求人等からの要求があった場合は、関係職員等の陳述に、請求人等を立会わせることができるものとする。
- (11) 上記(10)において、監査委員は、請求人等に、関係職員等の陳述に対する意見を文書又は口頭により述べる機会を認めることができる。
- (12) 監査委員は、関係職員等の行う陳述の内容が個人情報及び本市の事務又は事業の執行に支障を及ぼす恐れのある情報等を含むときは、請求人等の立会いを制限することができる。
- (13) 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときには、陳述を中止することができる。
- (14) 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときには、立会人に退場を命じることができる。

12 陳述の傍聴

- (1) 監査委員は、陳述の傍聴を認めることができる。この場合、原則として陳述人の同意を得るものとする。
- (2) 傍聴人の定数は、監査委員の合議により決定する。
- (3) 傍聴人は、陳述の当日、会場にて先着順により受け付けるものとする。この場合、傍聴を希望する者は、監査事務局に備付けの傍聴人名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、陳述を傍聴することができない。
 - ①銃器、火薬、凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - ②酒気を帯びていると認められる者
 - ③鉢巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
 - ④旗、のぼり、プラカード等氣勢を示すおそれのある物を携帯している者
 - ⑤ラジオ、拡声器、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者
 - ⑥その他陳述の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- (5) 傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ①陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - ②放歌，談笑その他騒がしい行為をしないこと。
 - ③所定の傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。
 - ④飲食又は喫煙をしないこと。
 - ⑤その他陳述会場の秩序を乱し，又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 監査委員は，次のいずれかに該当するときは，傍聴人に退場を命ずることができる。
- ①請求人等が陳述を傍聴されることを望まないとき。
 - ②傍聴人が上記(5)の規定に違反したとき。
 - ③監査委員が陳述の状況から傍聴を認めていることが適切でないとき。

13 陳述の撮影及び録音

- (1) 陳述人，立会人及び傍聴人は，会場において写真，ビデオ等の撮影，録音を行ってはならない。ただし，監査委員の合議により許可を得た者は，この限りでない。
- (2) 監査委員は，報道関係者に対し，陳述が開始される前の指定された時間内に限り，陳述会場内において写真，ビデオ等の撮影，録音をすることを認めることができる。ただし，請求人等が撮影，録音されることを望まない場合は，これを制限し，又は拒否するものとする。

14 その他の監査手続

住民監査請求の監査の実施手続は，柏市監査基準及びこの要領の定めるところによるほか，全国都市監査委員会の準則「住民監査請求監査の実施手続」を準用して行うものとする。

附 則

この要領は，平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要領は，平成30年4月19日から施行し，平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は，令和2年3月27日から施行する。

附 則

この要領は，令和 2 年 5 月 2 8 日から施行し，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記1 請求書の様式

柏市職員措置請求書

柏市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

.....

.....

2 請求者

住所

氏名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

柏市監査委員 あて

備考 地方自治法施行規則第13条に規定の様式は縦書きであるが横書きとした。

（注意）請求要旨の記入内容

「請求の要旨」は、次の事項について記載する。

- ①だれが（請求の対象となる職員）
- ②いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか
- ③その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- ④その行為により、どのような損害が生じているか
- ⑤どのような措置を請求するのか

別記 1 - 2 請求書の様式

柏 市 職 員 措 置 請 求 書

柏市長（〇〇委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

.....

.....

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

.....

.....

3 請求者

住 所

氏 名 （自 署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

年 月 日

柏市監査委員 あて

備考 地方自治法施行規則第17条の14に規定の様式は縦書きであるが横書きとした。

（注意）請求要旨の記入内容

「請求の要旨」は、次の事項について記載する。

- ①だれが（請求の対象となる職員）
- ②いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか
- ③その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- ④その行為により、どのような損害が生じているか
- ⑤どのような措置を請求するのか

別記2 受付審査表

住民監査請求の受付審査表

受付 年 月 日

住民監査請求の要件		適○ 否×
1 請求書	①請求書は、地方自治法施行規則第13条又は第17条の14に定める規定の様式となっているか。	
	②「表題」は記載されているか。	
	③「件名」は記載されているか。	
	④「請求の要旨」は記載されているか。	
	⑤請求人の「住所・氏名」は記載されているか。	
	⑥「氏名」は自署されているか。	
	⑦「地方自治法第242条第1項の規定により……必要な措置を請求します。」となっているか。	
	⑧「請求年月日」は記載されているか。	
	⑨「宛名」は柏市監査委員となっているか。	
	⑩別記1-2の様式で請求があったときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを求める「理由」が記載されているか。	
2 行為者(職員)の指定	①柏市の長・委員会・委員又は職員で、職・氏名の指定があるか。	
3 請求者	①柏市の住民であるか。(※個人の場合は住民票の有無を口頭で確認する。)	
	②請求者の数 (※請求者が多い場合は、代表者の選任を求めることができる。署名欄に代表者の表示をしようか、委任状を受領する。)	人
4 事実証明書	①違法又は不当とする事実を証する書面が添付されているか。(※新聞記事等でもよい。)	
5 請求期間	①当該行為のあった日又は終わった日から1年以内か。 (正当な理由があれば1年以上経過している場合も可) なお、公金の賦課・徴収や財産の管理を怠る事実の場合には、請求期間の制限がない。	
請求者(代表者)の連絡先	氏名	
	電話番号	
備考		

(担当 :)

別記3 要件審査表

要件審査表 (年 月 日受付)

項		目
形式 及 び 手 続	請求書の様式 (別記1) (別記1-2)	行為者の職氏名, 請求の要旨, 請求者の住所, 氏名 (自署), 請求年月日及び監査委員名 個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由
	事実証明書	違法又は不当とする事実を証する書面(様式の定めはなく, 新聞記事の切抜き, 写真等でも認められる)
	請求人の資格	当市の住民で, 法律上の行為能力の認められている限り法人たると個人たるとを問わない
	行為者(職員)の指定	地方公共団体の長, 委員会, 委員, 職員(職氏名を具体的に記載)
	請求の期限	当該行為のあった日または終わった日から1年以内
行 為 及 び 結 果	請求の対象となった行為 違法または不当な 財務会計上の行為	①公金の支出 ②財産の取得・管理・処分 ③契約の締結・履行 ④債務その他の義務の負担 ⑤①～④の行為が相当の確実さで予測される場合 ⑥公金の賦課・徴収を怠る事実 ⑦財産の管理を怠る事実
	違法性・不当性	違法・不当とする事実の主張または理由の提示
	特定性・具体性	請求事項を特定できる程度の具体性
	損害発生の可能性	行為の結果としての財産的損害の発生またはその恐れ
	必要な措置の内容	当該行為の防止, 是正, 損害補てんのいずれの措置を求めているかを明記
法第242条の請求としての適否 (適法要件具備の有無)		
法第252条の43の請求としての適否 (適法要件具備の有無)		

通知期限

月

日

請求人

他

人)

	審査の内容及び結果	適・否